

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和6年6月26日

佐野市長 金子 裕

1 事業概要

- (1) 事業名 佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業
- (2) 業務内容 主な業務項目は下記のとおりとする。
 - ①佐野市立西中学校区小中一貫校の設計・建設・工事監理業務
 - ②佐野市立西中学校区小中一貫校の維持管理業務
- (3) 履行期間 契約締結日から令和25年3月31日まで

2 提案限度額

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとする。
総額 10,488,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 提案参加資格

(1) 応募者の構成等

- ①応募者は、次に掲げる企業(以下「構成企業」という)で構成するものとし、以下に示す応募資格要件を満たすものとする。
 - ア 設計企業
 - イ 建設企業
 - ウ 工事監理企業
 - エ 維持管理企業
- ②応募者は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定める。
- ③応募者は、応募書類の提出時に代表企業名、構成企業名を明記し、必ず代表企業が応募書類の提出、提案書提出に関する手続を行うこと。
- ④応募書類の提出後の代表企業及び構成企業の変更は原則として認めないものとする。ただし、構成企業の変更については、市がやむを得ないと認めた場合に限り、これを認めるものとする。
- ⑤応募者の構成企業は他の応募者の構成企業として重複して応募することはできない。
- ⑥同一の企業が複数の構成企業を兼ねることは可能とするが、建設企業が工事監理企業を兼ねること、又は建設企業の関連企業が工事監理企業となることはできないものとする。
- ⑦構成企業には、佐野市内に本社・本店を配置する企業を1社以上含めること。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成企業は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

①共通事項

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- イ 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成 17 年告示第 154 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 佐野市暴力団排除条例（平成 23 年佐野市条例第 16 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- エ 法人税、消費税、地方消費税及び佐野市税を滞納していないこと。
- オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けていないこと。
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- ク 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、市の再審査を受け、入札参加資格を有する場合を除く。
- コ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算の申立てがなされていないこと。
- サ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申し立てをしていないこと又は申立てをなされていないこと。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、市の再審査を受け、入札参加資格を有する場合を除く。
- シ P F I 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- ス 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていないこと。
- セ 応募者で、他の応募者として参加していないこと。
- ソ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でないこと。
- タ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - a ランドブレイン株式会社
 - b シリウス総合法律事務所
- チ 第 6 に記載の評価委員会の委員と資本面又は人事面において関連がないこ

と。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、応募資格を失うものとする。

②設計企業及び工事監理企業

設計業務及び工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 平成21年4月1日以降に、官公庁が発注した公共施設に関し、設計企業にあつては設計業務、工事監理企業にあつては工事監理業務について元請としての実績を有すること。ただし、実績は業務が完了しているものに限る。

エ 工事監理企業にあつては、建設企業又は建設企業の関連企業でないこと。

③建設企業

ア 建設企業のうち建築一式工事に従事する者

建設業務を行う者のうち建築一式工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

a 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。

b 建設業法第3条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

c 平成21年4月1日以降に、官公庁が発注した公共施設の建築一式工事（改修工事を除く。）を元請として施工した実績を有すること。

イ 建設企業のうち電気工事に従事する者

（電気工事企業を構成企業に含める場合）

建設業務を行う者のうち電気工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

a 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。

b 建設業法第3条の規定に基づく電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 建設企業のうち管工事に従事する者（管工事企業を構成企業に含める場合）

建設業務を行う者のうち管工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

a 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。

b 建設業法第3条の規定に基づく、管工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 建設企業のうち解体工事に従事する者

（解体工事企業を構成企業に含める場合）

建設業務を行う者のうち解体工事に従事する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

a 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。

b 建設業法第3条の規定に基づく解体工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

オ 建設企業のうち土木工事に従事する者

(土木工事企業を構成企業に含める場合)

土木工事を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

a 令和5・6年度佐野市入札参加資格者名簿に登録があること。

b 建設業法第3条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

④維持管理企業

維持管理業務を行う者（維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は全ての者。）は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 令和5・6年度佐野市物品製造・販売及び役務の提供等入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 維持管理業務の実施に当たり、必要な資格（許可、登録及び認定等）を有すること。

(3) 特別目的会社（SPC）の設立について

ア SPCの設立について

本事業に関して、応募者は自らの判断により、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立することができる。

SPCを設立する場合には、市は優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPCと事業契約を締結する。

なお、SPCは、事業契約の仮契約締結までに設立することを要する。

イ SPCの設立条件

a SPCは佐野市内に設立すること。ただし、事業予定地内に設立することは不可とする。

b 応募者の代表企業及び協力企業（SPCの構成員のうち、SPCに出資しない企業をいう。）以外の構成企業は全て当該SPCに出資することとし、SPCに対する出資比率の合計が全体の50%を超えるものとする。

c 代表企業の出資比率は、出資者のうち最大とすること。

d 全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

e 協力企業であっても、上記の「応募者の備えるべき要件等」を満たすこと。

(4) 応募資格要件の確認基準日

応募資格要件の確認基準日は、応募資格確認申請書の提出期限の日とする。ただし、提出期限後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が応募資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が応募資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しない場合がある。

4 契約候補者を特定するための評価基準

- (1) 事業計画の提案に関する審査
- (2) 設計業務の提案に関する審査
- (3) 建設・工事監理業務の提案に関する審査
- (4) 維持管理業務の提案に関する審査
- (5) 応募者独自の提案に関する審査
- (6) 提案価格に関する審査

5 本プロポーザルに係るスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和6年6月26日（水）	募集要項等の公表
令和6年7月3日（水）	募集要項等に関する説明会及び現地見学会参加申込締切
令和6年7月10日（水）	募集要項等に関する説明会の開催
令和6年7月10日（水）	現地見学会の開催
令和6年7月16日（火）	募集要項等に関する質問受付締切
令和6年7月26日（金）	募集要項等に関する質問への回答公表
令和6年8月16日（金）	応募書類の受付締切
令和6年8月29日（木）	応募資格審査の結果の通知
令和6年9月26日（木）・27日（金）	競争的対話の実施
令和6年10月25日（金）	提案書類の受付締切
令和6年11月下旬頃	プレゼンテーション
令和6年12月上旬頃	優先交渉権者の決定及び公表
令和6年12月下旬頃	基本協定の締結
令和7年1月中旬頃	仮事業契約の締結
令和7年3月中旬頃	事業契約の締結（市議会の議決）

6 手続き等

(1) 担当窓口

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市教育委員会 教育部 学校適正配置課 適正配置推進係

電話：0283-85-7304 FAX：0283-20-3032

E-mail：gakoutekisei@city.sano.lg.jp

(2) 募集要項等の説明会

本事業への参加を予定している者に対し、募集要項等の内容についての説明会を以下の予定で開催する。

①開催日時 令和6年7月10日（水）

午前11時00分から（午前10時30分より受付開始）

②開催場所 佐野市役所 6階 大会議室B

③申込期間 募集要項の公表の日～令和6年7月3日（水）午後5時（必着）

- ④申込方法 「募集要項等説明会参加申込書」（様式１－１）に必要事項を記載の上、（１）に記載の担当窓口に電子メールにより提出すること。なお、参加人数は１社につき２人までとする。

（３）現地見学会

市は、本事業への参加を予定している者に対し、現地見学会を以下の予定で開催する。

- ①開催日時 令和６年７月１０日（水）
午後１時３０分から（午後１時より受付開始）
- ②開催場所 佐野市立西中学校（校舎、屋内運動場、武道場、校庭等）
- ③申込期間 募集要項の公表の日～令和６年７月３日（水）午後５時（必着）
- ④申込方法 「現地見学会参加申込書」（様式１－２）に必要事項を記載の上、（１）に記載の担当窓口に電子メールにより提出すること。
なお、参加人数は１社につき２人までとする。
- ⑤その他
- ・開催日時は、見学会申込者が多数の場合、学校との調整により別日程を提示する場合がある。その際は、申込者に直接連絡し、日時を調整する。
 - ・当日の集合場所等については、申込者に対しメール等にて別途連絡する。
 - ・見学会及び当事業全般について、学校に直接問い合わせることは厳に慎むこと。

（４）資料の閲覧 要求水準書の閲覧資料の閲覧を次のとおり行う。

- ①閲覧期間 令和６年７月１日（月）～令和６年７月２６日（金）
午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。
（土日祝日を除く。）
- ②閲覧場所 （１）に記載の担当窓口
- ③申込方法 様式「資料閲覧申込書」（様式１－３）に必要事項を記載の上、１に記載の担当窓口に電子メールにより提出すること。
担当窓口は、様式１－３の受領確認後、担当者へ連絡する。なお、担当者へ連絡の上で希望日の調整をする場合がある。
また、閲覧資料の貸出は不可とするが、必要箇所の撮影等は許可する。

④確認可能な閲覧資料は以下のとおり。

- ア 西中学校校舎（普通・特別及び管理棟）増改築工事 建築工事 設計図
- イ 佐野市立西中学校校舎（普通・特別及び管理棟）増改築工事 竣工図
- ウ 西中学校校舎（普通・特別及び管理棟）増改築工事 電気設備工事 設計図
- エ 西中学校校舎（普通・特別及び管理棟）増改築 電気設備工事 竣工図
- オ 西中学校校舎（普通・特別及び管理棟）増改築 機械設備工事 施工図
- カ 佐野市立西中学校校舎（普通・特別及び管理棟）増改築工事に伴う給排水衛生設備工事 施工図
- キ 西中学校校舎（普通・特別及び管理棟） 建築施工図
- ク 佐野市立西中学校（普通・特別及び管理棟） 家具工事
- ケ 佐野市立西中学校 建築物定期点検報告書（R2）
- コ その他、ここに記載のない資料については（１）に記載の担当窓口にお問い合わせすること。

(5) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- ①提出期間 募集要項の公表の日～令和6年7月16日（火）午後5時（必着）
- ②提出方法 「募集要項等に関する質問書」（様式1－4）に必要事項を記載の上、（1）に記載の担当窓口に電子メールにより提出すること。
- ③回 答 令和6年7月26日（金）頃、市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

(6) 応募書類の受付

事業提案を提出する応募者は、応募書類（応募表明書及び応募資格確認申請書類）を次により提出すること。応募書類の提出を行った者に対しては、受付番号（記号）を通知する。

- ①提出期間 令和6年7月29日（月）～令和6年8月16日（金）まで（必着）。
受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- ②提出場所 （1）に記載の担当窓口
- ③提出書類 様式2（様式2－0～2－9）
- ④提出方法 持参又は郵送等（配達追跡確認がとれるものに限る。）により提出すること。

(7) 競争的対話の実施

資格審査通過者（応募資格審査を通過した応募者の構成企業で構成されるグループをいう。以下同じ。）は原則として、以下に定める提出書類に基づいて、競争的対話に参加すること。出席者は資格審査通過者の構成企業に所属する者とし、1グループにつき5名以内とする。

競争的対話は、要求水準書等について市と民間事業者の認識に齟齬がないこと、より適確な提案につなげることを目的に実施するものであり、提案概要書の提案内容の評価は行わない。

- ①受付期間 令和6年7月29日（月）～令和6年8月16日（金）午後5時まで
（②ウの提出については、令和6年9月24日（火）17時まで）

※受付時点では、応募資格審査が完了していないが、競争的対話には資格審査通過者のみが参加することを条件とする。

②提出書類

- ア 競争的対話に関する質問書（様式1－4を準用） 1部
募集要項等に関し、対話の中で市に直接確認したい事項を示すこと。
- イ 競争的対話実施日時調整書（様式1－5） 1部
※開催日時の中で、第1希望から第3希望を記入すること。
- ウ 提案概要書（様式5－6を準用） 3部
以下の項目について、提案の概要及び市への確認事項を分かりやすく示すこと。
 - a 事業予定地全体配置図（通学用バス乗降場も含む）
 - b 各階平面図（諸室の配置構成がわかる概略図）
 - c 諸室構成表

- d 造成計画（土量計算書を含む）
- e 供給処理計画（給水、汚水排水、雨水排水、電気、ガス）
- f 工程計画（スケジュール）

③提出方法

提出書類ア及びイは電子メールにファイルを添付し、開封確認付メールで提出すること。提出書類ウは、持参又は郵送等により「（１）担当窓口」に提出すること。なお、提出書類ウを郵送等にて提出する場合は、受付期間内に必着とすることとし、郵送等の場合は必ず配送追跡確認がとれるものを利用すること。

④開催日及び開催場所

ア 開催日 令和６年９月２６日（木）・９月２７日（金）

イ 開催場所 令和６年９月２６日（木）：佐野市役所 ６階 大会議室

令和６年９月２７日（金）：佐野市役所 ２階 ２０１～２０３ 会議室

ウ 当日連絡先 「（１）担当窓口」

（７）提案書類の受付

資格審査通過者は、下記の要領により応募書類及び提案書（以下「提案書等」という。）を提出することができる。提出は、応募者の代表企業が行うこと。

①提出期間 令和６年１０月７日（月）から１０月２５日（金）午後５時まで（必着）

②提出場所 （１）に記載の担当窓口

③提出書類 様式集及び提案書作成要領「提案書に関する提出書類」（「第９ 提出書類」を参照）

④提出方法 持参又は郵送等により提出することとし、郵送等の場合は必ず配送追跡確認がとれるものを利用すること。

（８）プレゼンテーションの実施

本市は、入札参加者に対し、令和６年１１月下旬頃に提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

また、本市は、提案書の内容等について、プレゼンテーションまでの間に入札参加者に質問を行う場合がある。

（９）応募の辞退

応募表明書等を提出した後に辞退する場合は、様式２－１１に必要事項を記載の上、佐野市教育委員会教育部学校適正配置課へ持参により提出すること。